

自動車 NOx・PM 総量の削減に関する基本方針の中間レビューにおける 令和 2（2020）年度目標（環境基準確保目標）等について

環境省は、自動車 NOx・PM 総量の削減に関する基本方針^{※1}の中間レビュー（以下、中間レビュー）を平成 29（2017）年 3 月に発表し、同年 5 月にその結果を中央環境審議会大気・騒音振動部会へ報告した。中間レビューでは、中間目標の達成状況、施策の進捗状況の他、令和 2（2020）年度目標（環境基準確保目標）の評価方法が示されている。

1 中間目標の達成状況、施策の進捗状況について

中間目標年度である平成 27（2015）年度、愛知県内においては、NO₂・SPM について全ての常時監視測定局で環境基準を達成した。しかし、自排局 1 局（大阪府・湾岸局）で SPM、一般局 1 局（東京都・環七通り松原橋局）で NO₂ が環境基準非達成のため、全局で環境基準の達成という中間目標は達成できなかった。ただし、NO₂ については、非達成局についても濃度が低下傾向にあり、効果が出ていると評価している。また、SPM については非達成の主な要因は自動車発生源ではなく、総量削減施策の目的は達成しているものと評価している。

自動車単体対策、次世代自動車普及促進等、自動車 NOx・PM 総量削減基本方針に掲げる各分野における施策は概ね順調に推移していると評価。

2 最終年度（令和 2（2020）年度）における評価について

- 〔・常時監視測定局において、継続的・安定的に環境基準を達成
- 〔・対策地域全体における面的評価

常時監視測定局の測定に加えて、数値計算手法及び簡易測定を組み合わせて評価。

令和元（2019）年度に、対策地域内のすべての幹線道路周辺の NO₂ 及び SPM について、濃度の数値計算を実施し、判定基準値^{※2}を超える地点については、令和 2（2020）年度に簡易測定を実施する。令和 3（2021）年度以降、数値計算の結果及び簡易測定結果を踏まえて、環境基準確保目標達成状況の評価結果を取りまとめることとしている。

※1 自動車 NOx・PM 法の基本方針（平成 23（2011）年 3 月改正）について

- 中間目標（平成 27（2015）年度）対策地域内における全ての常時監視測定局で環境基準達成
- 最終目標（令和 2（2020）年度）対策地域内における環境基準確保
 - 環境基準確保の考え方
 - ・測定局において継続的・安定的に環境基準を達成
 - ・常時監視測定局のない場所において汚染の広がりを考慮

※2 判定基準値

面的評価において判定するための基準値。NO₂ については日平均値の年間 98%値に適用される環境基準上限値 0.06ppm、SPM については日平均値の年間 2%除外値に適用される環境基準値 0.10ppm。

(参考) 今後の進め方

年度	実施事項
H29	・対策を要する地区(交差点付近)等の絞り込み (環境省にて行う数値計算、及び都府県にて行う測定等を踏まえ、地域の総量削減施策に加えて追加的対策を要する地区等を絞り込む) ・絞り込み結果を踏まえた対策の検討
H30	・平成32年度の目標達成に必要な対策の実施
H31	・必要な対策の実施 ・ <u>評価のための数値計算を実施</u>
H32 【目標 年度】	・必要な対策の実施 ・平成31年度の数値計算で判定基準値を超過した評価範囲において <u>再判定のための測定実施</u>
H33	平成31年度の数値計算結果及び平成32年度の測定結果を踏まえて、 <u>環境基準確保目標達成状況の評価結果をとりまとめ</u>

出典：環境省「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（自動車NO_x・PM総量削減基本方針）の中間レビュー